

高 森 町

男女共同参画基本計画



KAZEMARU
風ま3

平成31年3月

熊本県高森町

はじめに

近年の我が国を取り巻く状況は、少子高齢化が過去に例を見ないほどのスピードで急激に進展し、社会経済情勢も呼応して目まぐるしく変化しております。働き方改革が叫ばれる時代となり、労働環境や形態、家族形態も様変わりし、個々のライフスタイルや価値観も大きく変化しています。

このような中、男性も女性もお互いを尊重し合い、一人ひとりが性別にかかわらず責任と喜びを分かち合う「男女共同参画社会」の実現は、我が国における最重要課題のひとつであります。国は、将来的な見通しから男女雇用機会均等法を皮切りに、育児・介護休業法、次世代育成対策推進法と段階的に女性の社会進出を図るための対策を講じてきました。そして、平成27年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行し、女性の個性や能力が発揮できる社会環境を整えました。

高森町では、地域事情により国・県の計画に遅れはしましたが、平成22年度に「高森町男女共同参画基本計画（第1次）」を策定し、「意識づくり」「暮らしの質の向上」「地域力の向上」の3つの重点課題に基づき、男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

本町では、これまでの取り組みの成果と住民のニーズを把握するため「男女共同参画における住民アンケート」を平成30年6月に実施し、これを踏まえ「高森町男女共同参画基本計画（第2次）」を策定いたしました。

この第2次計画では第1次計画の「意識」「暮らし」「地域」の基本的な視点の部分を引き継ぎ、基本理念を「一人ひとりが、お互いを理解し認め合い、人権を尊重し合うこと」とし、すべての人が、職場・地域・学校・家庭などのさまざまな分野において、その人本来の個性と能力を発揮することで、充実した人生を送ることができるよう、住民ニーズやライフスタイルの変化も踏まえた施策を盛り込みました。

男女共同参画社会の形成に向けて、一人ひとりのよりよい暮らしの実現のために、住民や企業・団体と行政が一体的に取り組むことが不可欠と考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、計画策定に際し、貴重なご意見・ご提言をいただきました「高森町男女共同参画推進懇話会」の委員の皆様をはじめ、意識調査等を通じてご協力いただいた皆様、その他関係機関の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

高森町長 草村大成

高森町男女共同参画基本計画書

目 次

はじめに

目 次

第1章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化	6
(1) 日本社会全体における状況の変化	6
(2) 少子高齢化の進行	6
(3) 生活を取り巻く状況と男性の仕事	7
(4) 災害経験から得た教訓	7
(5) 女性に対する暴力をめぐる状況	7
2 日本国内の動き	8
(1) 国における取り組み	8
(2) 熊本県における取り組み	10
(3) 高森町における取り組み	11

第2章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	16
2 計画の性格	16
3 計画の期間	16
4 計画の基本理念	16
5 計画の基本目標	17

第3章 施策の体系

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 「人権の尊重」	21
主要課題1 人権尊重意識の啓発	23
主要課題2 男女平等の意識づくり	26
主要課題3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	29
基本目標Ⅱ 「あらゆる暴力の根絶」	31
主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実	32
基本目標Ⅲ 「さまざまな分野における男女共同参画」	35
主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画	37
主要課題2 地域社会における男女共同参画	39
基本目標Ⅳ 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」	40

主要課題1 家庭における男女共同参画	43
主要課題2 労働の場における男女共同参画	47
基本目標V 「男女がともにいきいきと活動できる環境づくり」	52
主要課題1 安心して活動できる環境の整備	54
主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	57
第5章 計画の推進	59
1 推進体制の整備	60
2 関係機関との連携	60
3 調査研究・情報提供の充実	60
指標の一覧	61
参考資料	
男女共同参画社会基本法	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	69
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
高森町男女共同参画推進条例	91
高森町男女共同参画審議会規則	94
高森町男女共同参画推進懇話会設置要綱	95
高森町男女共同参画推進会議設置要項	96
男女共同参画基本計画策定にご尽力いただいた方々	98

第1章

計画策定の背景



1. 社会情勢の変化

(1) 日本社会全体における状況の変化

我が国においては、少子高齢化の急速な進展により、人口は平成20年をピークに減少局面に入り、今後も急激に減少していくことが見込まれています。少子高齢化に見られる人口構成の大きな変化や、事業のグローバル化による世界的な経済の競争激化により、経済社会の構造が大きく変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など様々な課題が生じてきています。これらの諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされております。

人口減少が進む中、将来に亘って活力ある社会を維持するためには、持続可能な地域社会を構築する必要があります。しかし、人口減少の問題は地域によって状況が異なり、また、住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

(2) 少子高齢化の進行

平成29年(2017年)の我が国の合計特殊出生率は1.43で現在の人口を維持するために必要な人口置換水準2.07を大きく下回っています。熊本県では1.65と全国よりも高い状況であり、本町においては、1.45と全国は上回っているものの、県平均を0.2ポイント下回っており、確実に少子化が進行していることがわかります。

一方、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率については、平成29年(2017年)27.7%で過去最高となっており、国全体が超高齢化社会を迎えていることを示しています。本町においては、38.9%と極めて高く、住民の2.5人に1人は65歳以上であり、人口減少に拍車を掛ける形となっております。

少子化の主な原因は、晩婚化・非婚化に伴う生涯出産数の減少という直接的な原因に加えて、雇用形態の流動化による経済力の低下、固定的な性別役割分担意識による仕事と生活の両立の難しさなどの要因による出生力の低下であると言われています。また、高齢化については、少子化とともに人口減少の主要因として大きくクローズアップされており、少子化と密接な関係を持ち、子供の数が減少することで相対的に高齢者が増加していくことにより生じると言われています。

これら2つの要因が進行していくことで、社会的には労働力問題を始めとしてさまざまな問題が引き起こされ、国の根幹を揺るがす大きな問題であると危惧されています。

(3) 生活を取り巻く状況と男性の仕事

近年、女性の就業率が高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境が大きく変化しています。同時に、女性の社会への参画も進み、あらゆる場面や機会で女性の姿を目にするようになりました。しかし、実際には**女性が組織や団体の中心的な存在として活躍している**とまでは言えない現状があります。その大きな原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方やさまざまな社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因となっております。

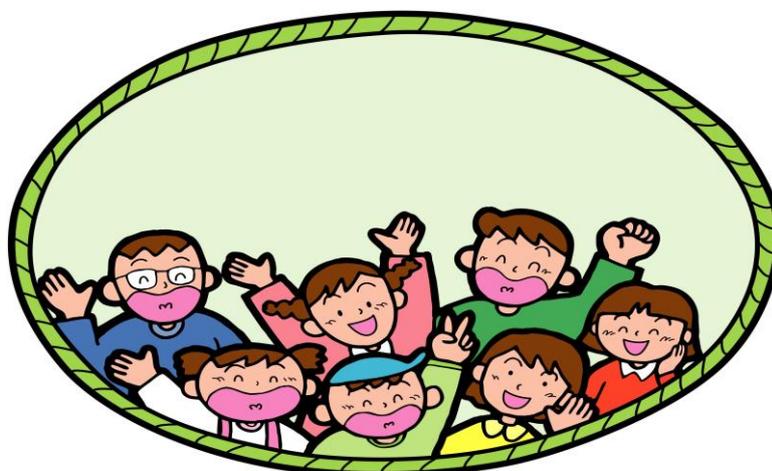
(4) 災害経験から得た教訓

東日本大震災や熊本地震を始め、各種災害の被災地においては、救助・救援・医療・消火活動及び復旧・復興等に対して、多くの女性はその能力や手腕を発揮しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において、女性目線での対応が十分ではなく、**行政に対し多くの苦情が寄せられました**。

これらの経験から、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、これらを実現するためには、関係する機関や団体が平時から連携協調し、有事の際の必要な行動等を訓練しておくことの重要性が、改めて認識されました。

(5) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。



2. 日本国内の動き（国・県・町）

（1）国における取り組み

■ 「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、昭和50（1975）年の「国際婦人年」以降新しい段階を迎え、女性の地位向上と男女平等の実現を目指す取り組みが活発化し、昭和52（1977）年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和61（1986）年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定など男女平等に関する法律、制度の整備が進められ、昭和60年（1985）「女性差別撤廃条約」を批准しました。

■ 「男女共同参画社会基本法」の制定と法整備

平成11（1999）年、男女共同参画の形成についての基本理念を明らかにするとともに、国・地方公共団体・国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が成立、施行されました。

この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的としています。

平成12（2000）年には、基本法を受けその法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性2000年会議」の成果をふまえ、「男女共同参画2000年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

平成17年（2005）には第2次基本計画が、国連が採択した「ミレニアム開発目標」を踏まえて策定され、5年後の平成22年（2010）には第3次基本計画が閣議決定されました。

■ 「内閣府男女共同参画局」

平成13（2001）年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

■ 「配偶者暴力防止法」

平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、

配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成16（2004）年、平成19（2007）年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成19（2007）年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また平成16（2004）年には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針が策定されました。

■「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年～平成27年）

第3次計画においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとするさまざまな取り組みが進められてきました。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本の社会は大きく変わり始めています。特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成27年（2015）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取り組みや非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶についても、取り組みが進められてきました。

■「第4次男女共同参画基本計画」の策定

平成27年（2015）に期間を5年間とする第4次基本計画が策定され、目指すべき社会の目標を以下のように定められました。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

(2) 熊本県における取り組み

■男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

熊本県においては、平成26年8月、県内の経済界を始めとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため、企業トップセミナーや女性経営参画塾、女性の起業セミナーなどさまざまな事業を進めています。

この会議は、経済・労働分野における女性の社会参画加速化の施策を熊本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトとして位置付けており、事業所等で働く女性の社会参画の加速化及び男女が共に個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを推進していくことで、熊本県のあらゆる分野に波及していくことを目指しています。

また、この会議においては、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「男女の固定的性別役割分担意識」、「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の低さ」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年2月に策定しました。



(3) 高森町における取り組み

■国・県の動きに対応した取り組みと町の男女共同参画計画の策定

本町においては、平成22年6月に男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、町議会議員、学識経験者、町内関係団体の代表等の委員により構成される「高森町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)」を設置すると共に役場内の推進体制として「高森町男女共同参画推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置しました。

平成23年3月に懇話会の提言をもとに、「高森町男女共同参画基本計画(第1次計画)」を策定し、分野ごとの目標に従い、今日まで推進してまいりました。

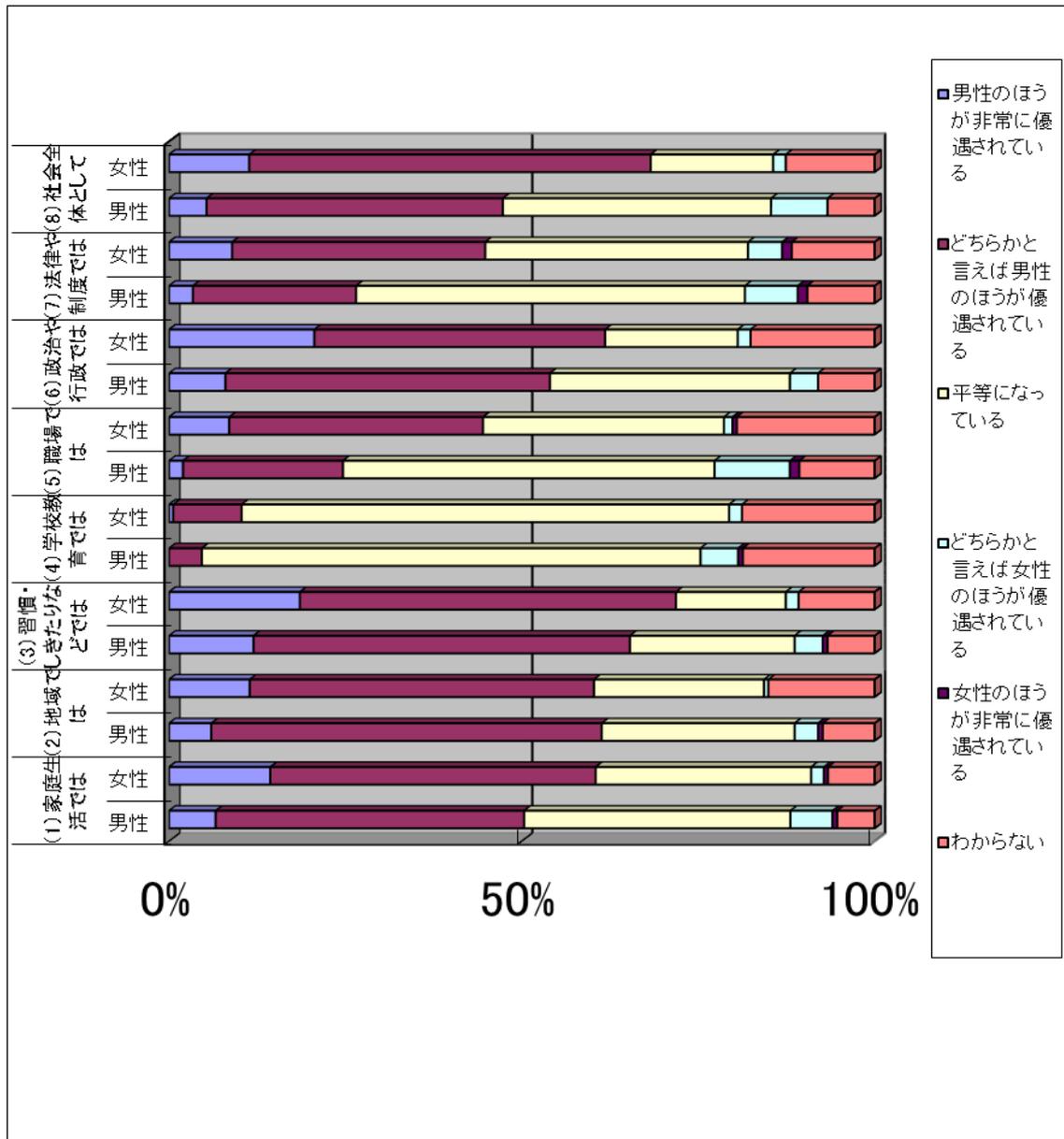
町・推進会議・懇話会が一体となり、**男女がお互いの人権を尊重**し、協力し合うとともに、男女共同参画社会の実現に向けて自らが考え、参加し、ともに創りあげていくという信念のもとに、町民や団体、企業と行政が手を携え、男女がともに喜びと責任を分かち合い、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」を実現するために男女共同参画社会づくりを目指しています。



①男女共同参画をめぐる高森町の現状

男女の平等感に関して調査を行った結果、全体的に見て男性のほうが優遇されているという意見が多く、特に「地域」「慣習しきたり」については、60%を超える方が男性のほうが優遇されていると答えています。

このように、男女の平等感については「男性優遇」と考える割合が多くなっています。



(平成30年住民意識調査より)

②社会・経済環境の変化

高森町の総人口は、平成17年7,081人、平成22年6,716人、平成27年6,325人と減少しており、さらには平成32年には5,927人と予想され、人口減少に歯止めがかからない状態にあります。また、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、平成17年32.8%、平成22年34.6%、平成27年38.8%と年々上昇し、平成32年には42.5%と予想されます。平成29年10月1日現在の熊本県の高齢化率は30.0%で、本町の高齢化率は県下で10位であり県全体よりも早いペースで推移しており、住民の2.5人に1人が高齢者となっています。

また、高齢者の単独世帯も増えており、少子高齢社会が進展する中で、労働力人口の減少や社会的扶養に関する負担の増大など、社会活力の低下をもたらすことが懸念されています。そのため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

平成30年度 地域ごとの人口と高齢化率(平成30年9月30日現在) 単位:人

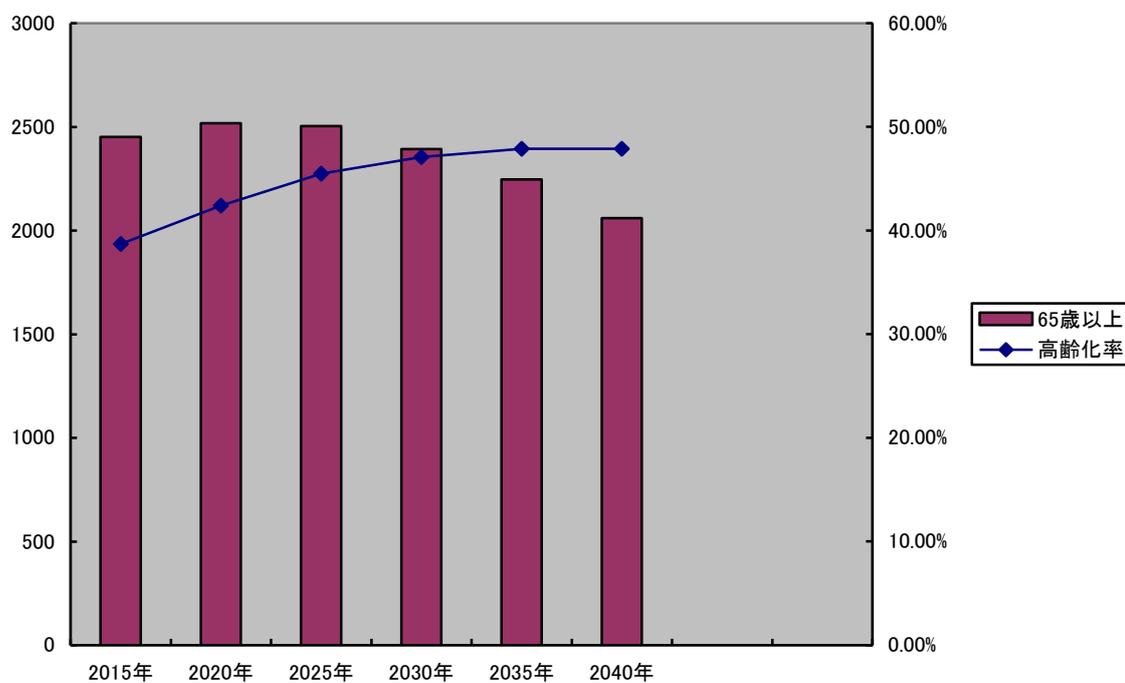
地区	男	女	計	65歳以上男	65歳以上女	65歳以上計	高齢化率
高森	1,802	2,013	3,815	565	769	1,334	34.96%
色見	633	620	1,253	212	241	453	36.15%
草部	410	421	831	191	243	434	52.22%
野尻	279	309	588	133	176	309	52.55%
計	3,124	3,363	6,487	1,101	1,429	2,530	39.00%

■ 高森町における人口推計と高齢化率

単位：人

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口	6,325	5,927	5,501	5,075	4,687	4,292
65歳以上（高齢者）	2,451	2,517	2,504	2,393	2,246	2,060
高齢化率（%）	38.7	42.4	45.5	47.1	47.9	47.9

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より）



第2章

計画の基本的考え方

計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

本町は、町民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しており、2010年（平成22年）に第1次計画を策定いたしました。この計画の取組等を引き継ぎ、本町の地域性や文化について十分考慮し、町民の視点に立った2019年（平成31年）からの新たな町民共通の目標と行動の指針となる「第2次高森町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、主要課題及び施策を示した第1次計画の取組を引き継ぎつつ、国・県の男女共同参画計画も踏まえ、男女共同参画社会づくりを推進するものです。
- (3) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく本町の基本計画として位置づけるものです。
- (4) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく本町の推進計画として位置づけるものとします。（該当部分に「推進計画関係」と表記）
- (5) この計画は、男女共同参画社会の実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより、町民と企業等の理解と協力により、町として一体的に推進していくものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて随時見直しを行い、事業の効果的な推進を図ります。

4. 計画の基本理念

一人ひとりが、お互いを理解し認め合い、人権を尊重し合うこと

女性も男性も性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮

することのできる男女共同参画社会を形成していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、男女共同参画社会の実現に向けて自らが考え、参加し、ともに創りあげていくという信念が大事です。

町民や団体、企業と行政が手を携え、男女がともに喜びと責任を分かち合い、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」を実現するために男女共同参画社会づくりを推進します。

5. 計画の基本目標

I. 人権の尊重

II. あらゆる暴力の根絶

III. 様々な分野における男女共同参画

IV. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

V. 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

第1次計画において掲げていた3つの基本目標を修正し、新たに2点を追加し5つの基本目標を掲げます。

■前計画からの変更点

「I 意識づくり」を「I 人権の尊重」に変更。「II 暮らしの質の向上」を「IV. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」に変更。「III 地域力の向上」を「V. 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり」に変更。

新たに以下の2点を加える。

II. あらゆる暴力の根絶

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく本町の基本計画として位置づけるものとし、虐待や暴力という昨今の社会情勢を鑑み、基本目標のひとつとして掲げます。

III. 様々な分野における男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任をともに担っていくことが重要です。社会情勢の多様化の流れに沿うように基本目標のひとつとして掲げます。

第3章

施策の体系

施策の体系

基本理念	基本目標	重点課題	施策の方向
一人ひとりが、 お互いを理解し認め合い、 人権を尊重し合うこと	Ⅰ. 人権の尊重	1 人権尊重意識の啓発	(1)人権を守るための社会づくり (2)相談体制の拡充
		2 男女平等の意識づくり	(1)男女平等意識の啓発・推進 (2)地域・家庭・職場における男女平等意識の啓発・推進
		3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	(1)保育園・認定子ども園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進
	Ⅱ. あらゆる暴力の根絶	1 暴力の防止と被害者支援の充実	(1)DV、虐待防止の啓発・推進 (2)被害者に対する支援、相談の充実
	Ⅲ. さまざまな分野における男女共同参画	1 政策・方針決定過程における男女共同参画	(1)町政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (2)企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
		2 地域社会における男女共同参画	(1)地域における男女共同参画の促進
	Ⅳ. ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の推進	1 家庭における男女共同参画	(1)家庭生活における男女共同参画の促進 (2)子育て支援の充実 (3)介護支援の充実
		2 労働場における男女共同参画	(1)ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
			(2)雇用機会の均等と職場環境の整備・改善
			(3)女性の職業生活における活躍の推進 (4)農業・自営業等における男女共同参画の促進
	Ⅴ. 男女が共にいきいきと活動できる環境づくり	1 安心して活動できる環境の整備	(1)高齢者・障害者施策の充実 (2)防災・防犯における男女共同参画の促進
		2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(1)生涯を通じた健康支援 (2)安心して妊娠・出産できる環境づくり

第4章

計画の内容

基本目標Ⅰ

「人権の尊重」

男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりのために、「人権の尊重」を基盤とした教育・学習環境の充実を図ります。

一人ひとりの人権の尊重については、いかなる社会・経済環境の下であっても、基本的人権に関わる問題としてたゆまぬ努力が求められています。それと同時に、急速な社会・経済環境の変化に対応し、地域生活者一人ひとりが実感できるより良い暮らしづくりに向けて、性別や年齢、家族形態や生活形態などの多様性に配慮した町政や地域の運営が求められています。

このような中、一人ひとりが「個」として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会についての理解を深める意識づくりは重要な課題です。

社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 人権尊重意識の啓発	(1)人権を守るための社会づくり	1.人権に関する教育及び意識啓発の推進	住民福祉課
		2.職場におけるセクハラ・パワハラ等防止の促進(☆)	政策推進課
		3.人権を守るための職員研修の実施及び職員の研修参加機会の確保	総務課 住民福祉課
	(2)相談体制の拡充	4.住民相談・人権相談に対する適切な対応	住民福祉課
		5.児童・生徒の悩みに対する相談体制の充実	教育委員会
2 男女平等の意識づくり	(1)男女平等意識の啓発・推進	6.男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
		7.男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課
		8.男女共同参画に関する町職員研修の実施	総務課
		9.男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	住民福祉課

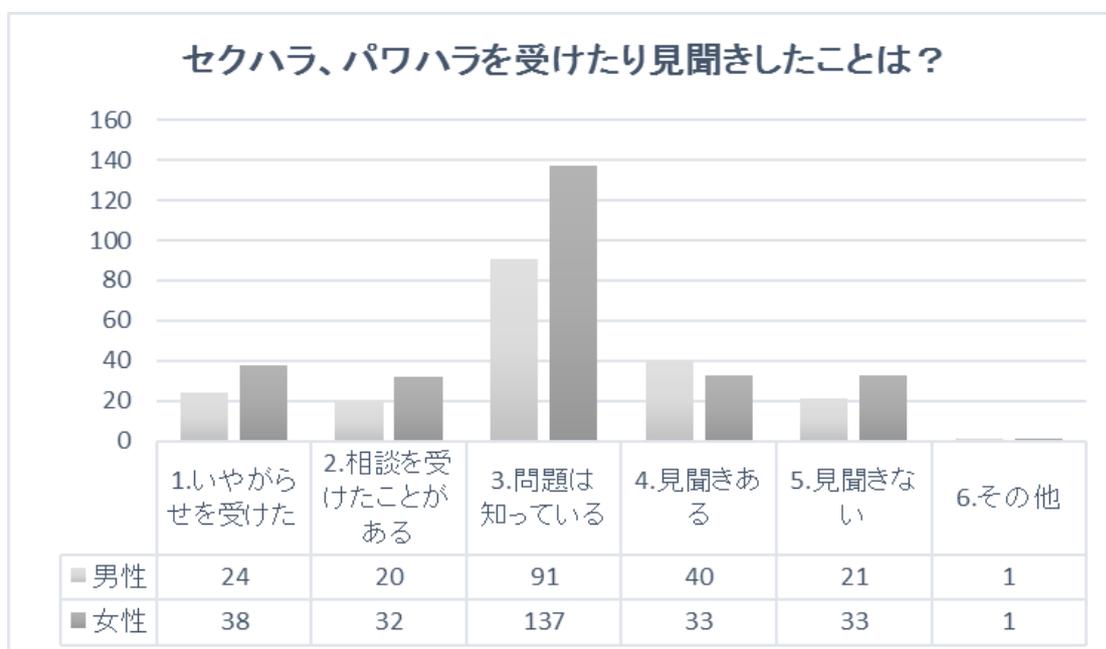
		10.男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	住民福祉課 教育委員会
	(2)地域・家庭・職場における男女平等意識の啓発・推進	再6.男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
		11.地域活動における男女共同参画の推進	住民福祉課
3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	(1)保育園・認定子ども園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	12.乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する保育・教育の推進	住民福祉課 教育委員会
		13.教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	住民福祉課 教育委員会
		14.個性を生かした性別にとらわれない進路指導の推進	教育委員会
		15.学校における国際理解教育の推進	教育委員会

*「再」は再掲の意 ☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

主要課題1 人権尊重意識の啓発

女性と男性が互いの人権を尊重し合いながら責任を分かち合い、共に社会参画していくためには、男女共同参画に関する理解と認識を深め、住民一人ひとりが人権尊重意識を持つことが重要です。

また、セクハラ等のハラスメントは、「相手の人権を考えていない」ことによる人権を侵害する重要な問題であり、決して許されるものではありません。「平成30年住民意識調査」によれば、調査に回答した13%の方がセクハラやパワハラの被害者であり、11%の方が身近な人からの相談を受けている現状があります。これらのことから、社会のさまざまな場において、人権尊重意識の定着を図る必要があります。



【施策の方向】

(1) 人権を守るための社会づくり

男女共同参画の視点に立ち人権尊重意識の啓発及びセクハラ・パワハラ等の防止に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
1	人権に関する教育及び意識啓発の推進 人権擁護委員によるイベント等の機会を通じた啓発活動を行い、思いやりやいたわることの大切さを伝えます。小中学生には、例年行われている人権作文発表を通じ豊かな人権感覚を身に付けてもらうとともに、「すまいるフェスタ」での児童生徒の人権作品展示をもって、住民の人権意識の啓発に努めます。	住民福祉課
2	職場におけるセクハラ・パワハラ等防止の促進(☆) 職場におけるセクハラ等防止について関係機関に要請するとともに、熊本県男女共同参画センターなどの相談窓口について情報提供を行います。また、管内事業所に対し、セクハラ等防止のための講座・研修等への参加を促進します。	政策推進課
3	人権を守るための職員研修の実施及び職員の研修参加機会の確保 あらゆる人権問題について、職員の人権意識の高揚を図る研修を実施するとともに、関係機関で実施される研修への参加を促進します。	総務課 住民福祉課
指標	町職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	年1回以上

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



(2) 相談体制の拡充

セクハラ・パワハラを含むあらゆる人権侵害を根絶するため、人権侵害に関する相談の充実などに努めます。

事業番号	具体的な取り組み	担当課
4	住民相談・人権相談に対する適切な対応 住民から寄せられる相談は、横ばい若しくは減少の傾向にありますが、内容的には複雑多様化の傾向が見られます。したがって、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	住民福祉課
5	児童・生徒の悩みに対する相談体制の充実 学校内における児童・生徒の相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら充実を図ります。	教育委員会



主要課題2 男女平等の意識づくり

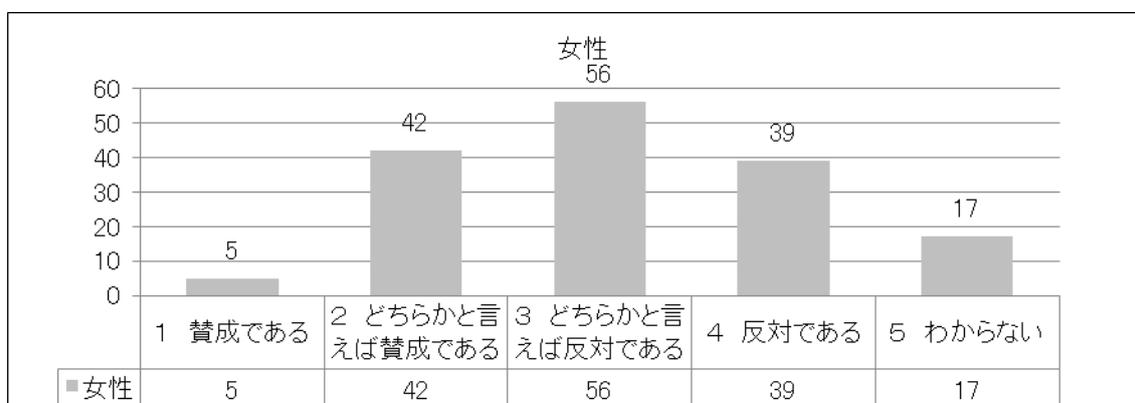
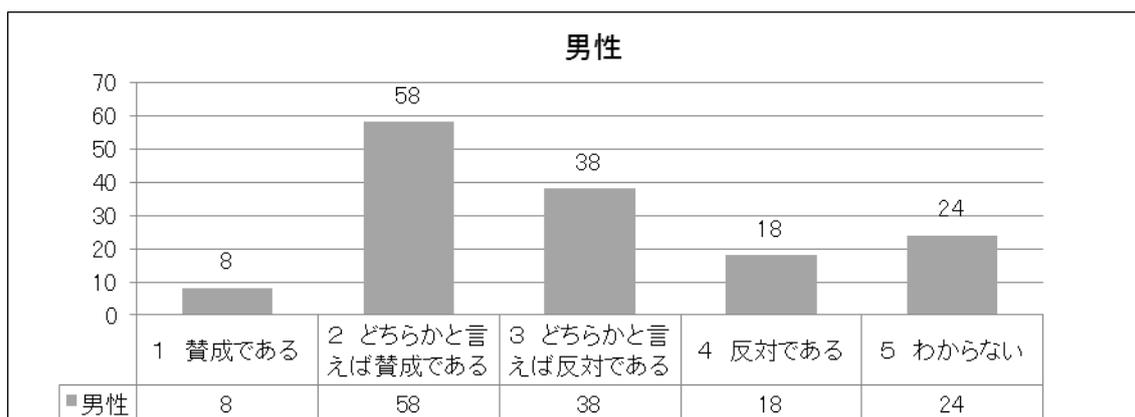
平成30年度に実施した住民意識調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方にどう思うかという質問に対して、「賛成」・「どちらかという賛成」と回答した人の割合は、平成22年度と比較して大きく減少しており男女共同参画に関する意識が徐々に浸透しつつあるのがうかがえます。

家庭における男女平等意識については、平成22年度と比較すると「妻が中心」とする意見と、「家族で分担」とする意見が2ポイント減少し、「平等」が少しではあるが増加しつつあるものの、依然として男性の優遇感が根強く残っていると言えます。

家庭、地域、職場においても、男女が対等な社会の構成員であることを再認識し、さまざまな活動が男女共同参画の視点に立って展開される必要があり、男女共同参画社会づくりに関する意識の定着に向けて、固定的な性別役割分担意識を払拭するための具体的な対策を講じていく必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思いますか。

(平成30年住民意識調査より) 抜粋



【施策の方向】

(1) 男女平等意識啓発の推進

男女平等意識の啓発に努めます。また、表現に関するガイドラインについて、メディア・リテラシー（注）の観点も踏まえ、町のたかもりポイントチャンネル（以下「TPC」という。）や広報紙の作成等あらゆる場面においてその順守に努めます。

（注：メディア・リテラシー：メディアを通じて情報を取得・収集し、取捨選択及び評価・判断する能力や、自らの持つ情報をメディアを通して適切に発信できる能力。）

事業 番号	具体的な取り組み		担当課
6	男女共同参画に関する講演会や講座などの開催 男女共同参画に関する意識啓発、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などをテーマにした講演会等を開催するとともに、県や関係各課との連携を図り、住民に対する意識啓発を諮ります。		住民福祉課
指標	講演会の開催回数	年1回以上	
7	男女共同参画に関する意識啓発 男女共同参画に関する意識啓発のため、あらゆる機会や媒体（TPC・広報・ホームページ等）を活用して定期的な情報の発信に努めます。		住民福祉課
指標	情報発信回数	年1回以上	
8	男女共同参画に関する町職員研修の実施 人権研修とリンクをさせ、男女共同参画に関する意識の啓発と理解を図ります。		総務課
指標	町職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上	
9	男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知 町の刊行物にとどまらず、すべての表現（文章・写真・イラスト等）において男女共同参画の視点によるガイドラインを順守するよう周知に努めます。また、内容についても、適宜見直しを図ります。		住民福祉課
指標	表現ガイドラインに関する研修の実施	年1回以上	

(2) 地域・家庭・職場における男女平等意識啓発の推進

家庭内での男女平等意識の啓発を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。

各種イベント等の機会を活用して、男女平等に関する学習機会を提供し、男女平等意識の啓発に努めます。

また、自主防災組織等の自治会活動やボランティア活動などの地域活動における男女共同参画を促進するための広報・啓発活動を実施します。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
10	男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催 家庭教育に対する、地域や家庭の関心を高めるため、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校の保護者等を対象に、PTA研修会等の機会を利用し、男女平等の意識高揚を図ります。	住民福祉課 教育委員会
再	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
11	地域活動における男女共同参画の促進 町駐在嘱託員や社会福祉協議会と連携し、男女が共に地域活動に参画することの意義について理解を深めるようあらゆる機会を通じて意識啓発を図ります。	住民福祉課



主要課題3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

男女平等の意識づくりについては、幼児期からの教育・しつけと深いかわりがあります。家庭でのしつけから学校教育・生涯教育の場に至るまで、女性も男性も個性を持つ自立した人間として、その個性と能力を育むことが必要です。

一般的に、学校教育において保護者が望む大切なことは、「男女平等の視点に立って、性別にとらわれず、一人ひとりの個性を育むような授業をする。」ことが多く、次いで「生活指導や進路指導において、男女の区別をなくす配慮をする」ことを望む保護者が多くなっています。

【施策の方向】

(1) 保育園・認定子ども園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

保育園・認定子ども園・幼稚園及び学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重・男女平等教育を推進します。

また、教職員等に対する男女共同参画に関する意識の更なる啓発を図ります。

事業番号	具体的な取り組み	担当課
12	<p>乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する保育・教育の推進</p> <p>【保育園・認定子ども園・幼稚園】</p> <p>乳幼児の保育や幼児教育において、男女平等の視点に配慮した保育及び教育を実施し、男女平等の意識を高めていきます。</p> <p>【小中学校】</p> <p>児童・生徒の発達段階に応じ、道徳、総合的な学習、社会科、技術・家庭等の教科の時間での教育活動などを通じて、男女平等の意識を高める教育等を実施します。</p>	<p>住民福祉課 教育委員会</p>
13	<p>教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施</p> <p>【保育園・認定子ども園・幼稚園】</p> <p>保育園・認定子ども園・幼稚園に勤務する職員に対して、男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修を実施します。</p> <p>【小中学校】</p> <p>児童・生徒の一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう、男女共同参画に関する教職員研修を実施するとともに、関係機関で実施される研修への参加を促進します。</p>	<p>住民福祉課 教育委員会</p>

14	<p>個性を生かした性別にとられない進路指導の推進</p> <p>学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。また、自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、園児・児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。</p> <p>中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとられずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。</p>	教育委員会
15	<p>学校における国際理解教育の推進</p> <p>男女ともに学生のうちから、先進的で実践的な英語教育活動による国際理解教育を受け、今後世界規模で活動できる人材の育成を目差します。</p>	教育委員会



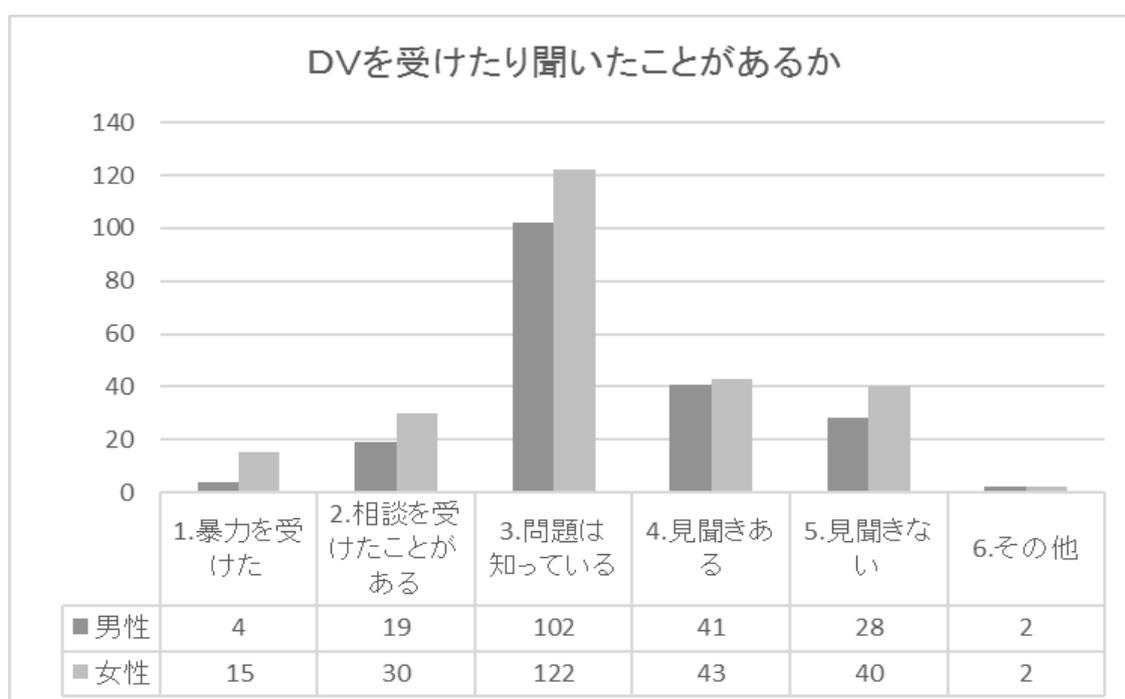
基本目標Ⅱ

「あらゆる暴力の根絶」

暴力は、身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に私たちの身近に起こりうるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するといったことも課題となっています。

このため、あらゆる暴力をなくすための啓発運動の推進を図るとともに、早期発見に向けた関係機関との情報交換や連携体制の強化、被害者に対する支援や相談の充実に努めます。

主要課題	施策の方向	具体的な取り組み	担当課
1 暴力の防止と被害者支援の充実	(1) DV、虐待防止啓発の推進	16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	住民福祉課
		17 DV等に関する相談技術の向上	住民福祉課
		18 DV防止に関する意識啓発	住民福祉課
		19 障害者（児）の虐待防止	住民福祉課
	(2) 被害者に対する支援、相談の充実	20 DV対策について関係機関との連携の強化	住民福祉課
		再 16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	住民福祉課
		21 DV被害者のプライバシーに配慮した対応	住民福祉課
		22 DV被害者等における住民基本台帳等の閲覧等の制限	住民福祉課



主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実

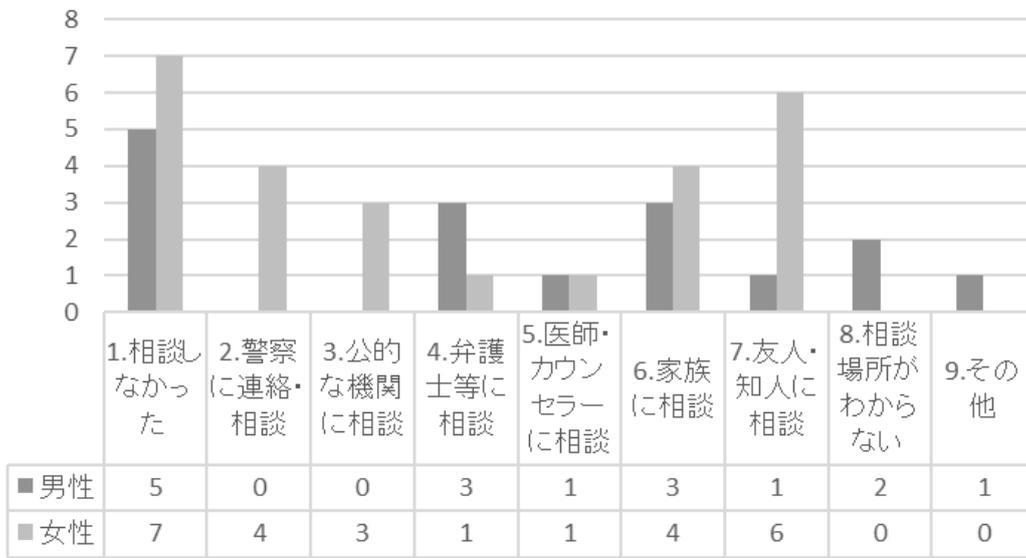
【施策の方向】

(1) DV、虐待防止啓発の推進

DVを根絶するための意識啓発やDVに対する相談の充実等に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み		担当課
16	DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底 国、県等の関係機関、関係各課との連携により、被害者の保護や情報収集に努めます。また、相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、TPCや広報紙、ホームページへの啓発記事の掲載やパンフレット等の配布等により周知を図ります。		住民福祉課
指標	相談窓口の周知・啓発回数	年1回以上	
17	DV等に関する相談技術の向上 被害者からの申出に対し、迅速かつ適切に対応するため、国、県・関係機関等が開催する研修事業に積極的に参加し、相談員の資質や相談技術の向上を図ります。		住民福祉課
指標	DVに関する研修参加	年1回以上	
18	DV防止に関する意識啓発 DVが人権侵害であるという観点から、女性に対する暴力を許さない社会づくりをテーマとした講演会等への参加を促進します。 また、若年層向けにデートDVに関する正しい知識を促進するための啓発に努めます。		住民福祉課
指標	女性に対する暴力をなくす運動の周知	年1回以上	
19	障害者（児）への虐待防止 障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、虐待に係る通報・届出の受理、相談・指導・援助を行います。また、障害者虐待の相談窓口及び通報義務について、TPC・広報紙・ホームページ・パンフレットを用いて周知します。		住民福祉課

DVについて打ち明けたり相談したことは？



(2) 被害者に対する支援、相談の充実

DV被害者支援のため関係機関との連携を強化し、情報の共有・情報漏洩の防止に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み		担当課
20	DV対策について関係機関との連携の強化 国、県等の関係機関との連携を強化し、DVシェルターへの避難など緊急的対応の充実を図ります。また、外国人や高齢者、障害者等のDV被害者の対応について、関係各課の連携体制の強化を図るとともに、情報の共有や漏洩防止に努めます。		住民福祉課
指標	DV等に関する庁舎内連携会議	年1回以上	
再	16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底 国、県等の関係機関、関係各課との連携により、被害者の保護や情報収集に努めます。また、相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、TPCや広報紙、ホームページへの啓発記事の掲載やパンフレット等の配布等により周知を図ります。		住民福祉課
21	DV被害者のプライバシーに配慮した対応 DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者及び子について、関係各課及び職員間の情報共有を図り、情報漏洩等のないよう努めます。		住民福祉課
22	DV被害者等における住民基本台帳等の閲覧等の制限 DV被害者等からの申出により、住民基本台帳等の閲覧・交付の制限を行います。関係各課にて支援情報を共有することで、個人情報の漏洩を防ぎます。		住民福祉課

※「再」は再掲の意



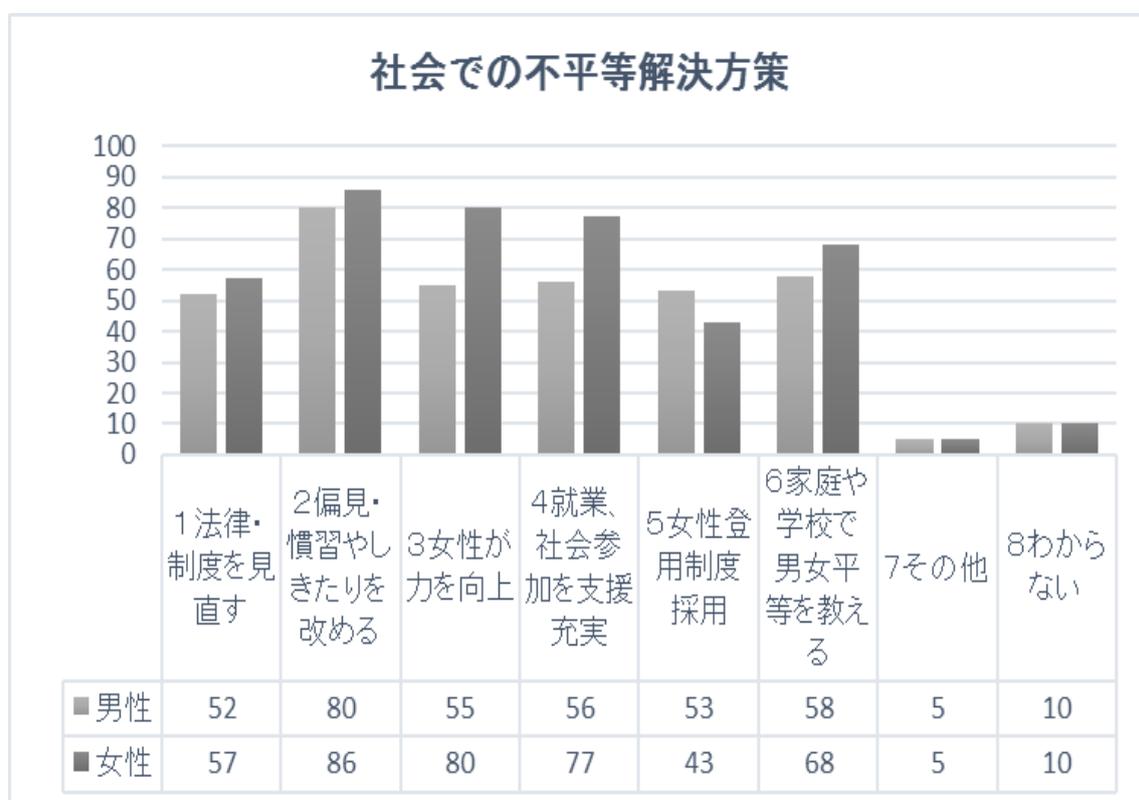
基本目標Ⅲ

「さまざまな分野における男女共同参画」

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任をともに担っていくことが重要です。「平成30年度住民意識調査」の結果を見ると、職場をはじめ肝心の政策や方針決定場面での女性の参画は、未だに十分ではないことがわかります。地域活動の場では、平成28年熊本地震で被災した際、避難所運営において、女性視点を取り入れたことでスムーズな運営ができたことにより、女性の地域での役割が増しつつあります。しかしながら、まだまだ十分と言えるまでには程遠い現状です。

今後は、町の政策・方針の決定についても、男女双方の意見が反映されるよう環境の整備をこれまで以上に進めるとともに、企業や団体においても性別にとらわれず意欲と能力に応じた登用が行われるよう、方針や意思決定の過程において男女共同参画を推進する必要があります。

これから、更なる人口減少を迎えるため、男女が共同して地域社会における活動に参画し、暮らしやすい活力ある地域社会を築いていくためのまちづくりが必要となります。



主要課題	施策の方向	具体的な取り組み	担当課
1 政策・方針決定過程における男女共同参画	(1) 町政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	23 男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員等への女性参画の拡大(☆)	住民福祉課
		24 広聴活動における女性の意見聴取機会の確保	総務課
		25 町女性職員の登用の推進(☆)	総務課
		26 町女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大(☆)	総務課
	(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進	27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み(ポジティブ・アクション)の促進(☆)	政策推進課 住民福祉課
		28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援(☆)	政策推進課
		再 7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課
2 地域社会における男女共同参画	(1) 地域における男女共同参画の促進	再 11 地域活動における男女共同参画の促進	住民福祉課
		29 国際的視野に立った男女共同参画の促進	政策推進課
		30 環境保全における男女共同参画の促進	政策推進課 生活環境課
		再 7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課

※「再」は再掲の意、☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が参加するだけでなく、対等なパートナーとして意思形成の段階から「参画」する必要があります。しかし、行政のみならず、企業・団体における政策や方針決定の場への女性の参画は未だに不十分な状況となっております。

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、方針や意思決定過程において女性の意思があらゆる分野に反映されることが重要であり、男女のさまざまな視点や価値観などを施策に反映し、各分野における男女共同参画を推進することが重要です。

【施策の方向】

(1) 町政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

町の各種委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、町職員についても女性の登用に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み		担当課
23	男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性の参画の拡大（☆） 町内の各団体において、意思決定過程における男女共同参画を促進するとともに、各種委員の選定にあたっては、選出母体等に働きかけ、適任者の推薦を含めた女性の登用を促進します。特に、女性の委員のいない団体や協議会等においては、「女性委員不在」を解消するための方策を練り、女性の参画拡大を図ります。		住民福祉課
指標	各種協議会等における女性委員の登用率	10%以上	
24	広聴活動における女性の意見聴取機会の確保 「町政座談会」等の広聴事業に女性参加者を増やすための方策を講じ、女性の意見聴取機会の増加を図ります。		総務課
25	町女性職員の登用の推進（☆） 男女を問わず採用・登用し、性別にとらわれない人事配置を行います。また、女性職員がその能力特性を十分発揮し、政策・方針決定過程への参画を通して管理職へ積極的に登用されるよう、人材育成の方策について検討します。		総務課
指標	管理職における女性の割合	10%以上	
26	町女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大（☆） 女性職員の人材育成の観点から、関係機関での研修を活用するなど、能力開発のための研修等への参加機会の確保・拡充を図ります。		総務課
指標	町女性職員の能力開発のための研修への参加人員	年2人以上	

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。

事業番号	具体的な取り組み	担当課
27	<p>男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進（☆）</p> <p>男女ともに仕事と育児・介護が両立できる職場環境を整備するため、男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知を図ります。また、関係機関と連携し、企業・団体におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行等を通じ、積極的に女性を指導的地位へ登用するよう促します。</p>	<p>政策推進課 住民福祉課</p>
28	<p>就労を希望する女性の再チャレンジ支援（☆）</p> <p>県及び関係機関と連携し、女性の職業能力の向上のための講座や再就職を支援するための情報提供を実施します。</p> <p>TPC・広報紙・ホームページを利用し、就業相談窓口の情報を提供するとともに、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を実施します。</p>	<p>政策推進課</p>
再	<p>7 男女共同参画に関する意識啓発</p>	<p>住民福祉課</p>

※「再」は再掲の意、☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



主要課題2 地域社会における男女共同参画

核家族化や少子高齢化がますます進行する中、地域社会における活動を男女がともに担い、責任と喜びを分かち合うとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、男女が共同でまちづくりに参画することができるよう、地域社会においても環境の整備を充実させることが求められています。

【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画の促進

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識改革に努めます。

事業番号	具体的な取り組み	関係課等
再	11 地域活動における男女共同参画の促進	住民福祉課
29	国際的視野に立った男女共同参画の推進 男女を問わず国際社会に柔軟に対応できる人材を育成するため、県が主催する「レジデンス for 阿蘇世界文化遺産事業」等を通じ、国際的なアーティスト等との交流を含め、国際交流を深める機会の充実に努めます。	政策推進課
30	環境保全における男女共同参画の促進 町が単独事業で行う「花のあるまちづくり事業」や阿蘇管内で一斉に実施される「クリーン作戦」を通じて、ふるさと高森への思いを醸成するとともに、環境保全のための地域活動に男女がともに参画する環境づくりを目差します。	政策推進課 生活環境課
再	7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課

基本目標Ⅳ

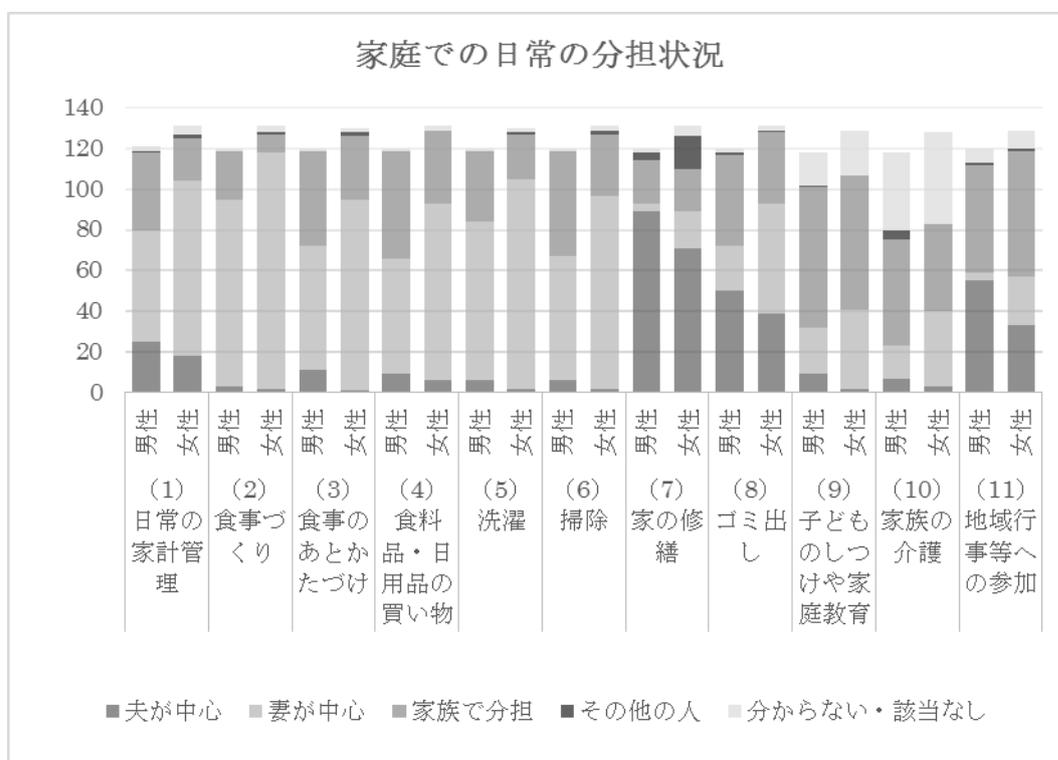
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

男女共同参画社会の実現のためには、家庭と労働の場において男女が対等なパートナーとして協力し合い、かつ責任を共に担っていくことが重要です。

一般家庭においては、家事の主要な部分や病人などの看護等は、未だに女性に任せられている家庭が多く見受けられます。平成22年度と比較すれば「家族で分担する」という家庭も僅かですが増えてきつつあるものの、まだまだハードルは高いと言えます。このことから、女性が仕事を続ける上では配偶者や雇用主の理解が不十分であり、仕事と家庭の両立が難しいことが伺えます。

現代は、仕事と家事・育児・介護などの生活の両立に悩みを抱える人が多く見られ、それが少子化につながり、ひいては人口減少に拍車をかけることにもなることから、官民一体となってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組むことが必要です。

雇用・労働の場においても男女の雇用機会の均等と待遇の平等を確保し、ワーク・ライフ・バランス及び個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、農業をはじめ自営業などの経営形態においても男女共同参画の促進を図る必要があります。



主要課題	施策の方向	具体的な取り組み	担当課
1 家庭における男女共同参画	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	31 父親の子育てに関する学習機会の提供 (☆)	住民福祉課 教育委員会
		32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供 (☆)	健康推進課
		33 男性の家庭参画を促す講座等の実施 (☆)	健康推進課
		34 乳幼児相談・検診事業の充実	健康推進課
		再6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
		再7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課
		再10 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	教育委員会
	(2) 子育て支援の充実	35 子ども・子育て支援事業計画の推進 (☆)	住民福祉課 健康推進課
		36 子育て支援に関する情報提供 (☆)	住民福祉課 健康推進課 子育て支援センター
		37 子育てに関する相談業務の充実 (☆)	住民福祉課 健康推進課 子育て支援センター
		38 多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充 (☆)	住民福祉課
		39 放課後等の子どもの居場所づくり (☆)	教育委員会 住民福祉課
		40 保育園・認定子ども園・幼稚園における子育て支援と地域解放の充実 (☆)	住民福祉課
		(3) 介護支援の充実	41 高齢者の総合相談窓口の充実 (☆)
	42 認知症高齢者と家族等への支援の充実 (☆)		健康推進課 住民福祉課
2 労働の場における男女共同参画	(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透	43 住民へのワーク・ライフ・バランスの推進 (☆)	住民福祉課
		44 事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進 (☆)	住民福祉課
		45 町職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 (☆)	総務課
	(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善	再 27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み(ポジティブ・アクション)の促進 (☆)	政策推進課 住民福祉課
		再 28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援 (☆)	政策推進課
	(3) 女性の職業生活における活躍の推進	再 23 男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性の参画の拡大 (☆)	住民福祉課
		再 25 町女性職員の登用の推進 (☆)	総務課
		再 26 町女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大 (☆)	総務課

		再 27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進（☆）	政策推進課 住民福祉課
		再 28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援（☆）	政策推進課
		再 43 住民へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）	住民福祉課
		再 44 事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）	住民福祉課
		再 45 町職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）	総務課
	(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進	46 農業における女性グループ活動の支援と育成（☆）	農林政策課
		47 農業における家族経営協定締結の促進（☆）	農林政策課
		再 6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
		再 7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課

※「再」は再掲の意、☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



主要課題1 家庭における男女共同参画

法においても、男女の家庭生活における活動と他の活動の両立について規定しており、子の養育や家族の介護などは、家族を構成する男女が互いに協力し、担うことを求めています。

しかし、家事・育児・介護などの多くの部分は女性が担っているのが現状です。豊かでゆとりある生活を送るためには、男女が互いに協力し合うことが必要であり、特に男性については、従来の職場中心のライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する学習機会の提供や各種媒体による広報・啓発により、家事・育児・介護などの家庭生活における男女共同参画を促進します。

事業番号	具体的な取り組み	担当課
31	父親の子育てに関する学習機会の提供(☆) 家庭教育学級などにおいて、父親の子育ての意識を高める内容を取り入れるなど、父親の積極的な子育ての参加を促進するため「親の学びプログラム」等の学習機会を提供し、子育てを共にする意識の啓発を図ります。	住民福祉課 教育委員会
32	妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供(☆) 妊娠期から夫婦で積極的に健康管理・育児の知識の普及と技術の習得を行うことで、出産後の育児が不安なく行われ、愛情を持って子どもを養育できるような機会ごとに父親の育児参加を促します。	健康推進課
33	男性の家庭参画を促す講座等の実施(☆) 男女が対等な家族の構成員として互いに尊重し協力し合えるよう、男性も参加しやすい料理教室やその他生活に根ざした実践的な講座・生きがい講座等を開催し、男性の家庭参画を促します。	健康推進課
34	乳幼児相談・検診事業の充実(☆) すべての乳児に健康相談、幼児に健康診査を行い、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止します。また、乳幼児期の親子が健全に成長発達でき、楽しく育児ができるように健康相談、健康診査を通じて、男女が共に家庭における役割を担えるよう啓発していきます。	健康推進課
再	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
再	7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課
再	10 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	教育委員会

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

(2) 子育て支援の充実

子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
35	<p>子ども・子育て支援事業計画の推進（☆）</p> <p>「清らかな風と安らぎの郷とともに支え合い心豊かな子どもを育むまちづくり」の基本理念をもとに、幼児期の保育の充実及び地域子ども・子育て支援事業の充実に加え「高森町次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げた各施策について推進していきます。</p>	<p>住民福祉課 健康推進課</p>
36	<p>子育て支援に関する情報提供（☆）</p> <p>男女が協力して子育てできるように暮らしの便利帳（子育てガイドブック）の配布、ブックスタートの充実、TPC、ホームページの活用による子育て支援に関する情報提供に努めます。また、育児や養育に関する不安や、仕事と子育ての両立における問題を解消できるよう、保健師と子育て支援センターで連携し家庭訪問等で対応していきます。</p>	<p>住民福祉課 健康推進課 子育て支援センター</p>
37	<p>子育てに関する相談業務の充実（☆）</p> <p>夫婦で子育ての不安や孤立感を解消できるよう、TPCや広報紙、ホームページを活用して相談事業の周知を図るとともに、担当課及び保育園・認定子ども園・幼稚園、子育て支援センターなどの身近な施設において、育児・子育てに関する相談に対応します。児童虐待などの専門的な内容や困難事例については、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関と連携を図りながら対応します。</p>	<p>住民福祉課 健康推進課 子育て支援センター</p>

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



事業 番号	具体的な取り組み	担当課
38	多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充（☆） 子育てと仕事が両立できるように延長保育事業、一時預かり事業等の充実に努め、ファミリーサポートシステムの構築を視野に、子育て世代の負担軽減を図ります。	住民福祉課
39	放課後等の子どもの居場所づくり（☆） 学童保育は、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童であって、授業の終了後等に認定子ども園等（委託先）を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ります。また、夏休み子どもデイサービスでは、夏休み期間中、すべての子どもを対象に安全・安心な居場所づくりと、学習や地域住民との交流活動等の機会の提供を行います。	教育委員会 住民福祉課
40	保育園・認定子ども園・幼稚園における子育て支援と地域解放の充実（☆） 少子化への対応を進めるため、保育園及び保育園の機能を生かした子育て支援事業を実施するとともに、家庭のあり方が変化する中での子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の立場に立った子育て支援を行います。	住民福祉課

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



(3) 介護支援の充実

高齢者が地域で安定した生活ができるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
41	<p>高齢者の総合相談窓口の充実（☆）</p> <p>高齢者にとって身近な相談窓口となる地域包括支援センターを中心に、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えます。各地域住民へは地域包括支援センターを広く周知し、相談窓口の充実に努めます。</p>	健康推進課 包括支援センター
42	<p>認知症高齢者と家族等への支援の充実（☆）</p> <p>認知症の方とその家族が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援する「認知症サポーター」養成講座の充実を図り、支援できる人的資源の増加を目差します。同時に、次世代を担う小中学生への養成講座を行い、地域の高齢者をそれぞれの地域で支えあえるよう、「認知症サポーター」を核とした地域活動ができる仕組みの構築を目差します。</p>	健康推進課 住民福祉課
指標	認知症サポーター養成講座実施回数	年1回以上

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



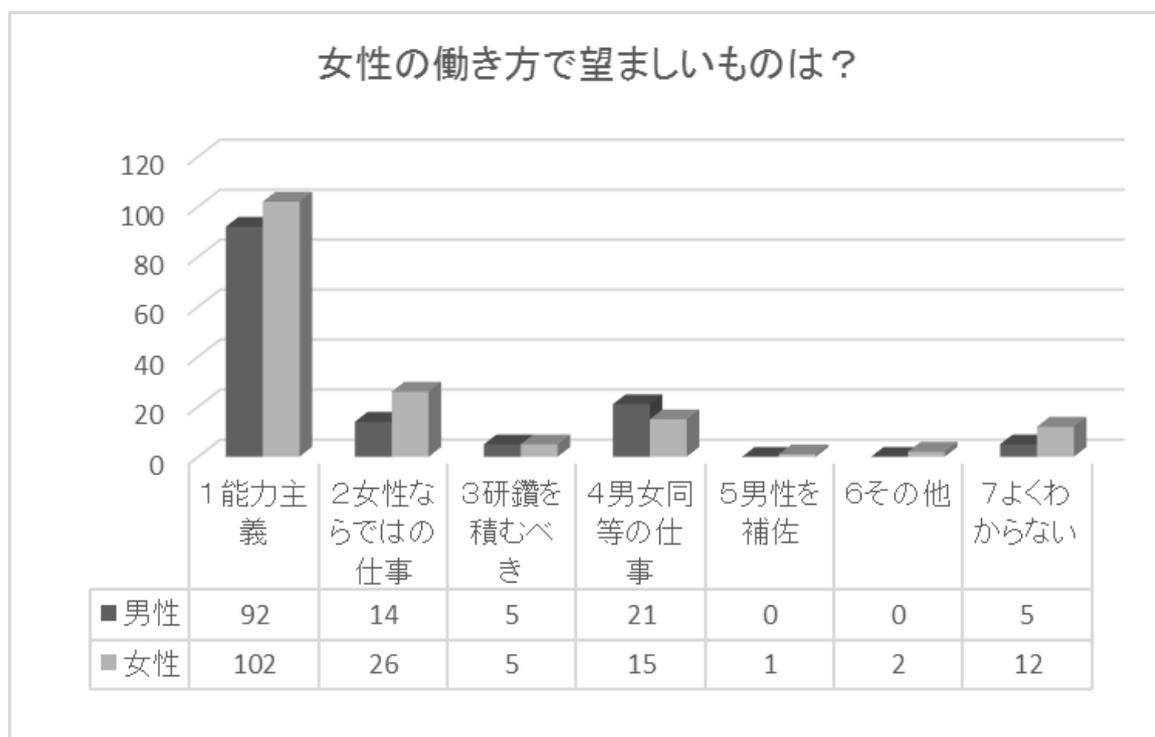
主要課題2 労働の場における男女共同参画

男女雇用機会均等法などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになりましたが、採用・待遇・昇進などにおいて男女の格差が見られるのが実情です。

「平成30年度住民意識調査」の結果を見ると、女性の望ましい働き方について、「男女という性別に関わりなく、能力主義によって仕事を与えられるべきである。」と回答した方が、平成22年度調査より10%以上増加しており、女性の働き方に関する意欲が強く現れる結果となりました。

この意見に見られるように、男女共同参画社会では、労働の場において男女が均等な機会を享受し、意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられることが重要です。また、仕事と育児・介護を両立し、個性と能力を発揮するためには、育児・介護休業制度等のより一層の定着も必要です。

農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっております。これらの分野における男女共同参画社会づくりを促進するためには、男女が役割や貢献に見合った評価を受け、対等なパートナーとして参画することができる環境づくりが必要となります。



【施策の方向】

(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方を選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を図ります。

事業番号	具体的な取り組み	担当課
43	<p>住民へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）</p> <p>関係機関と連携しワーク・ライフ・バランスについて、講演会や講座のテーマに取り入れ市民への意識啓発を図るとともに、TPC・広報紙・ホームページなどを活用し、住民一人ひとりが人生の各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供します。</p>	住民福祉課
44	<p>企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）</p> <p>関係機関と連携しワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図るためTPC・広報紙・ホームページなどを活用して周知を行い、企業等の積極的な取り組みを促進します。</p> <p>また、企業等において長時間労働の是正や育児・介護休業取得率向上等の両立支援の取り組みが促進するよう啓発を実施します。</p>	住民福祉課
45	<p>町職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）</p> <p>町職員自らワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、意識啓発を行うとともに、各種休暇・休業制度及び育児・介護休業制度が男女ともに偏りなく活用できるよう情報提供します。</p>	総務課

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の再就職支援や職業能力開発に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
再	27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み (ポジティブ・アクション) の促進	政策推進課 住民福祉課
再	28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援	政策推進課



(3) 女性の職業生活における活躍の推進（推進計画関係）

あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用を推進するとともに、指導的地位につき活躍する人材の育成を図ります。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
再	23 男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性参画の拡大（☆）	住民福祉課
再	25 町女性職員の登用の推進（☆）	総務課
再	26 町女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大（☆）	総務課
再	27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進（☆）	政策推進課 住民福祉課
再	28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援（☆）	政策推進課
再	43 住民へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）	住民福祉課
再	44 事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）	住民福祉課
再	45 町職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（☆）	総務課

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性団体や女性グループに対する支援・育成に努めます。また、農業における男女パートナーシップの確立に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
46	農業における女性グループ活動の支援と育成（☆） 女性農業者に、県主催の講座や研修会を通して知識や技術の向上を目差してもらい、男性のみの経営環境から、女性の意見を取り入れられる環境を構築し、農業を語る女性の活躍を推進します。	農林政策課
47	農業における家族経営協定締結の促進（☆） 農業経営について、特に夫婦の場合女性の役割や労働時間、労働条件などの就業条件が曖昧になりやすいことから、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて家族間合意の上「家族経営協定」の締結を促進し、それぞれが主体的に経営に参画できる環境の整備及び農業経営の改善につなげていきます。	農林政策課
再	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
再	7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課



基本目標V

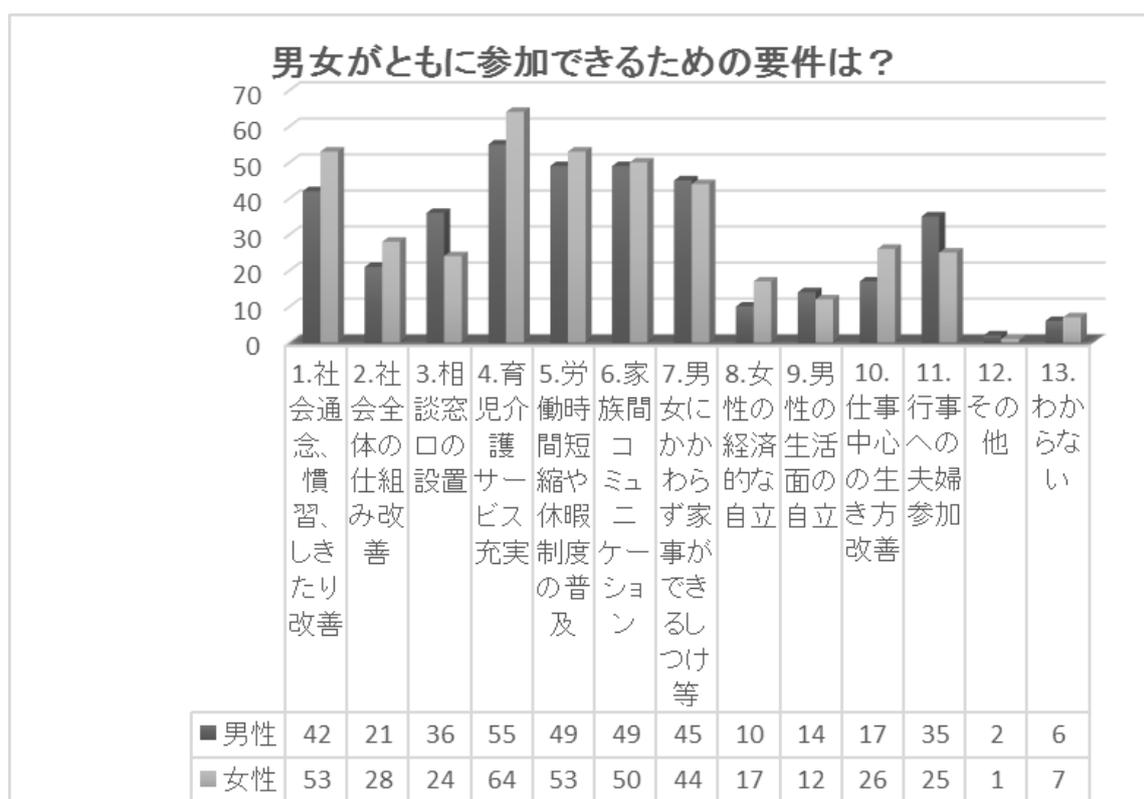
「男女がともにいきいきと活動できる環境づくり」

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要です。

「平成30年度住民意識調査」の結果を見ると、男女共同参画社会の実現のためには、「育児・介護サービスの充実」、「労働時間短縮や休暇制度の普及」、「家庭内のコミュニケーションを図る」、「社会通念、慣習、しきたりを改める」等のニーズが高まっていることがわかります。

育児・介護等を社会全体の問題として捉え、次世代を担う子どもを生き育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安心・安全な住民の生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。



主要課題	施策の方向	具体的な取り組み	担当課
1 安心して活動できる環境の整備	(1) 高齢者・障害者施策の充実	48 高齢者の自主活動への支援	住民福祉課 社会福祉協議会
		再 41 高齢者の総合相談窓口の充実(☆)	健康推進課 包括支援センター
		49 障害者(児)の地域生活支援の充実	住民福祉課
		50 障害者(児)の相談事業の充実及び社会復帰の促進	住民福祉課
		51 精神保健相談の実施及び社会復帰の支援	住民福祉課 健康推進課
	(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進	52 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実	総務課 住民福祉課
		53 自主防災組織の育成	総務課
		54 地域防犯体制の充実	総務課
	2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(1) 生涯を通じた健康支援	55 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発
56 人生の各段階に応じた健康相談と家庭訪問の実施			健康推進課
57 住民参加の健康づくりの推進			健康推進課
58 スポーツを通じた健康増進			教育委員会
(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり		59 勤労妊婦の母性健康管理対策の推進(☆)	健康推進課
		再 32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供(☆)	健康推進課
		再 34 乳幼児相談・健診事業の充実(☆)	健康推進課
	60 安心して妊娠・出産するための支援(☆)	健康推進課	

※「再」は再掲の意、☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

65歳以上の人口が40%目前となり、年間出生者より死亡者が2倍ほど上回る自然減の状況は、今後の家族や社会のあり方の急激な変化を予測させるものであります。このような現状を背景に、変化に応じた家事や育児、介護などの家庭生活のあり方も見直さなければなりません。これまで主に女性が担ってきた高齢者や障害者の介護について、負担軽減を望む声が多く聞かれ、しきたりや慣習等に惑わされず、家族全員で担うだけでなく、社会全体で支える環境の整備が必要です。

近年頻発する自然災害や犯罪についても、地域ぐるみで対応し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災・防犯対策を推進する必要があります。

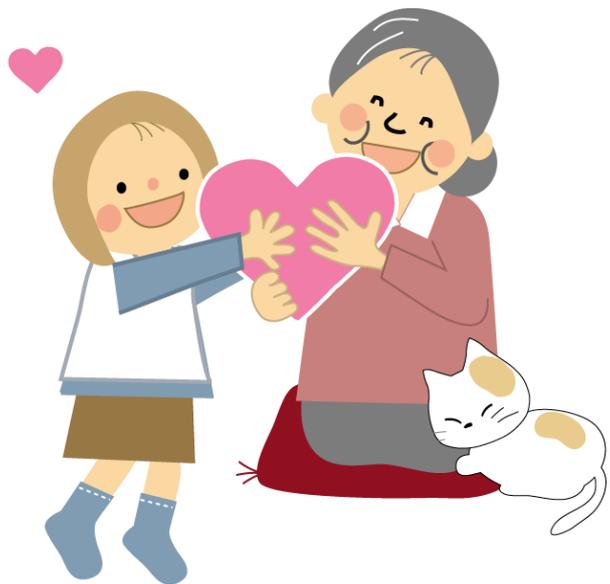
【施策の方向】

(1) 高齢者・障害者施策の充実

高齢者・障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業 番号	具体的な取り組み	担当課
48	高齢者の自主活動への支援 各種スポーツや文化活動、友愛活動、社会奉仕などを通し、仲間作りの中で、男女がともに楽しく過ごし、社会に貢献することを目的とする老人クラブ等の自主活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。また、地域で自主的に行われている健康づくり活動等と連携し、支援の一層の充実を図ります。	住民福祉課 社会福祉協議会
再	41 高齢者の総合相談窓口の充実(☆)	健康推進課 包括支援センター
49	障害者(児)の地域生活支援の充実 障害のある人もない人もともに暮らせる地域づくりという考えのもとに、障害者と介護者のための障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実し、「介護は女性の役割」という社会通念を是正し、社会で支える介護の推進を図ります。	住民福祉課
50	障害者(児)の相談事業の充実及び社会復帰の促進 障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供や助言、支援を行うとともに、地域活動支援センターと連携し、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び保健師等による全ての障害に対する相談支援体制の充実、社会復帰に向けての支援の促進を図ります。	住民福祉課
51	精神保健相談の実施及び社会復帰の支援 保健師による健康相談や各種健診を通じて、精神疾患を持つ方をはじめとした自殺願望等のための相談を充実させるとともに、精神科病院・保健所等の各相談専門機関や専門家等との連携を図り、心の健康づくりの支援に努めます。	住民福祉課 健康推進課

※「再」は再掲の意、☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

災害や犯罪に住民の生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取り組みについて支援を行います。

事業 番号	実 施 事 業	関係課等
52	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実 災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進め、地域防災力の向上に努めます。	総務課 住民福祉課
53	自主防災組織の支援・育成 平常時及び災害発生時に住民自らが被害を防止・軽減するために、地域全体の安全を守る活動を行なう自主防災組織については、熊本地震や九州北部豪雨災害の経験を教訓に、有事の際にいかに迅速かつ確実に行動できるかを平常時から意識付けするための支援を行い、その中において、防災上の女性の役割を確立していき、活動できる女性の育成を図ります。	総務課
54	地域防犯体制の充実 住民自らが「自分達の地域は自分達で守る」という強い連帯意識で実施している地域防犯活動について支援を行い、男女がともに担うことにより、地域防犯力の向上を図ります。	総務課



主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

男女が生涯に亘ってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。特に、女性は妊娠や出産に伴う身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進め、それぞれの健康状態に応じた心と身体の健康づくりに取り組む必要があります。

また、心と身体の健康保持・増進についての考え方も変わってきているため、子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上やスポーツを通じての健康増進などを図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、各段階に応じた健康支援を進めます。

事業 番号	実 施 事 業		関係課等
55	自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発 疾病や女性特有のがんの早期発見のため、また、受診率が低調な男性に対し、各種健診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進します。男女ともに、健康寿命を長く保つことができる社会づくりに努めます。		健康推進課
指標	がん検診の受診率	40%以上	
56	人生の各段階に応じた健康相談と家庭訪問の実施 生涯を通じて、安心して過ごせるよう、妊娠期から高齢期の各々の状態に応じた健康相談や家庭訪問を行います。困難事例に対しては、他団体・他機関と連携をとり、支援していきます。		健康推進課
57	住民参加の健康づくりの推進 住民が自主的に健康管理に努め、住民参加型の健康づくりを推進するため庁舎内関係課の連携により地区組織を立ち上げ、さまざまなライフステージを対象とした健康づくり教室等を開催し、正しい健康知識の普及活動に努めます。		健康推進課
指標	健康教室等の開催箇所数	60%以上	
58	スポーツを通じての健康増進 生涯スポーツの観点に立ち、総合型地域スポーツクラブ「高SPO」を中心に、住民誰もが参加できるスポーツレクリエーションの普及に努めます。		教育委員会

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

事業番号	具体的な取り組み	担当課
59	勤労妊婦の母性健康管理対策の推進 (☆) 妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、妊娠届出時や各種教室、家庭訪問等においてリーフレットの配布や健康管理の説明や相談に努めます。	健康推進課
再	32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供 (☆)	健康推進課
再	34 乳幼児相談・健診事業の充実 (☆)	健康推進課
60	安心して妊娠・出産するための支援 (☆) 子どもを生き育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦に対し、特定不妊治療等に要する費用の一部を助成（このとり支援事業）することにより当該夫婦の経済的負担軽減を図り、安心して妊娠・出産できるよう支援します。	健康推進課

☆は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

高森町男女共同参画計画（第2次）を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへの更なる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、住民や団体、企業等との連携を図りながら進めます。

（1）推進体制の整備

第2次計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

役場内においては推進会議を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努め、関係各課で取り組んでいる60項目の事業行動目標を掲げ、うち15項目については具体的な指標を設けました。事業の効果を検証するため、関係各課等による事業効果シートでの評価を年度末に行い、計画の適切な進行管理に努めることで、効果的な推進を目指します。

さらに、有識者等からなる懇話会により外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。

（2）関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲に亘るため、法律や制度の見直しなど、町行政の権限を越えるものについては、国、県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

（3）調査研究・情報提供の充実

第2次計画を効果的に推進するため、引き続き住民の意識、企業・団体の意見や実態などを調査研究・分析をし、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには、住民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識の啓発、TPC・広報たかもり・高森町ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報提供に努めます。



<指標の一覧>

指 標 名		計画期間（H31～35）における目標	具体的な取り組み	担当課
1	町職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	年1回以上	3 人権を守るための職員研修の実施及び職員の研修参加機会の確保	総務課 住民福祉課
2	講演会の開催回数	年1回以上	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	住民福祉課
3	情報発信回数	年1回以上	7 男女共同参画に関する意識啓発	住民福祉課
4	町職員対象男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上	8 男女共同参画に関する町職員研修の実施	住民福祉課
5	表現ガイドラインに関する研修の実施	年1回以上	9 男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	住民福祉課
6	相談窓口の周知・啓発回数	年1回以上	16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	住民福祉課
7	DVに関する研修参加	年1回以上	17 DV等に関する相談技術の向上	住民福祉課
8	女性に対する暴力をなくす運動の周知	年1回以上	18 DV防止に関する意識啓発	住民福祉課
9	DV等に関する庁舎内連携会議	年1回以上	20 DV対策について関係機関との連携の強化	住民福祉課
10	各種協議会等における女性委員の登用率	10%以上	23 男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性の参画の拡大	住民福祉課
11	町職員管理職における女性の割合	10%以上	25 町女性職員の登用の推進	総務課
12	町女性職員の能力開発のための研修への参加人員	年2人以上	26 町女性職員の能力開発のための研修への参加	総務課

<指標の一覧>

指標名		計画期間（H31～35）における目標	具体的な取り組み	担当課
13	認知症サポーター養成講座実施回数	年1回以上	42 認知症高齢者と家族等への支援の充実	健康推進課 住民福祉課
14	がん検診の受診率	40%以上	55 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康推進課
15	健康教室等の開催箇所数	60%以上	57 住民参加の健康づくりの推進	健康推進課



前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を

及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(定義)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが

行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫

を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による

命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自

ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条

第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事

業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

高森町男女共同参画推進条例

平成22年6月15日
条例第 8 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、高森町（以下「町」という。）、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女共同参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別により固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子どもの養育、家族の介護その他家庭生活における責任を果たし、家庭生活及び社会生活での活動を確保されること。
- (5) いろいろな分野で活動している住民グループとの共同・協力により、持っている経験や知恵が活かせる社会が確保されること。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 町は、男女が等しく町の施策の策定及び実施の過程に参画する機会の確保を図るため、附属機関その他町の施策を策定し、又は実施するために設置された会議等の構成員の性別に偏りが生じないように積極的に努めるものとする。
- 4 町は、住民及び事業者が行う男女共同参画社会の形成に向けた活動の支援に努めるものとする。

(住民の責務)

第4条 住民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において男女共同参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 住民は、男女共同参画社会の形成の促進に関して、町に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画社会の形成の促進に関して、町に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的扱い等の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を害し、若しくはその言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

第2章 施策の総合的かつ効果的な推進

(基本計画)

第7条 町は、男女共同参画社会の形成に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的に推進するものとする。

2 町は、基本計画を策定するにあたっては、住民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

(拠点施設)

第8条 町は、基本理念に関する住民及び事業者の理解を深め、その男女共同参画社会の形成に向けた取組を支援するための総合的な拠点施設を置くものとする。

(調査研究)

第9条 町は、社会の制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関し必要な調査研究に努めるものとする。

(普及・広報活動)

第10条 町は、基本理念に関する住民及び事業者の理解を促進するために必要な普及・広報活動に努めるものとする。

第3章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第11条 住民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすこと又は男女共同参画社会の形成の促進に関することについて、町長に対し苦情等の申出(以下「申出」という。)をすることができる。

(申出への対応)

第12条 町長は、申出に対し、男女共同参画社会の形成の促進に資するよう適切に対応するものとする。

2 町長は、申出のうち必要があると認めるものについては、次条に規定する高森町男女共同参画審議会の助言を求めるものとする。

第4章 高森町男女共同参画審議会

(設置)

第13条 申出への対応のため、町長の求めに応じ必要な助言を行う町長の附属機関として、高森町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、第12条第2項の規定により、町長が助言を求めた申出について審議し、その対応に必要な助言を行うものとする。

(委員)

第15条 審議会の委員は、15人以内とし、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

高森町男女共同参画審議会規則

平成22年6月15日

高森町規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高森町男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)第13条に基づき、高森町男女共同参画審議会(以下「審議会」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、条例第12条第2項及び第14条に規定する事項の調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

高森町男女共同参画懇話会設置要綱

平成22年6月15日

高森町要綱第5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に資するため、高森町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関し、協議すること。
- (2) 高森町男女共同参画基本計画の策定に関し、意見を述べること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、各界の有識者及び学識経験者並びに男女共同参画社会の形成の促進に関心のある住民のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、前条第2項に定める資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、町長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、その都度委員以外の関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱の施行後、懇話会の最初の会議は、町長が招集する。

高森町男女共同参画推進会議設置要項

平成22年6月15日

高森町要項第 1 号

(設置)

第1条 高森町役場内において、男女が対等に職場活動に参画できる機会を確保し、職場生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するように努めなければならない。このことから、総合的かつ効果的な推進を図るため、高森町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する取組方針の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副会長は、総務課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等)

第4条 会長は会務を総理し、推進会議を主宰する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(招集)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務を処理するため、事務局を住民福祉課に置く。

(雑件)

第7条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

高森町男女共同参画推進会議委員一覽表

総務課・政策推進課・議会事務局	1名
住民福祉課・健康推進課・保育園	2名
税務課・会計課	1名
建設課	1名
農林政策課	1名
教育委員会事務局・生活環境課	1名

男女共同参画基本計画策定にご尽力いただいた方々

職 名	氏 名	住 所
高森町議会文教厚生常任委員長	立 山 広 滋	高森2010番地5
熊本県男女共同参画推進員	安 井 寛 子	高森1374番地1
人権擁護委員	佐 藤 謙 二 岩 下 暢 彦 後 藤 政 藤 鶴 林 か ず 子	高森2296番地2 色見2652番地 永野原1088番地1 尾下1505番地
母子保健推進員	沼 田 洋 子	高森1600番地
草部北部交友会女性部 部長	伊 藤 貴 美 恵	矢津田1192番地
民生・児童委員会 会長	今 村 キ ワ 子	高森1525番地2
高森保育園園長	後 藤 益 子	高森1610番地
高森幼稚園園長	檜 木 野 晃 滋	高森1949番地1
高森中学校PTA会長	田 上 清 勝	高森2533番地
高森中央小学校PTA会長	住 吉 哲 郎	高森2350番地1